

# 第66回人権擁護大会第1分科会 プレシンポジウムin山口 「女性の貧困と家族主義の社会保 障制度を考える」

ひとり親世帯全体の89%を占める母子世帯の約86%は働いているにもかかわらずその平均年間就労収入は236万円にとどまります。また65歳以上の女性単身世帯の貧困率は44.1%(同世代の男性単身世帯は30%)です。女性の貧困・男女の賃金格差が生じる背景及び女性が貧困に陥りやすい日本の家族主義の社会保障制度について、皆様と共に考えていきたいと思っております。ぜひ御参加ください！

2024年 **7月17日** (水) **17:30 - 20:00**

山口県弁護士会館及びzoom配信 開場17:00(予定)

ID 853 9247 8826 パスコード 346649

●参加無料 ●事前申込不要

講演

「女性の貧困が社会を壊す  
～女性不況の分析から～」

竹信三恵子氏

(ジャーナリスト・和光大学名誉教授)



講演

「何を・誰に、保障すべきか？  
—家族主義・自己責任主義からの脱却—」  
高端正幸氏

(埼玉大学人文社会学科研究科准教授)



主催 山口県弁護士会  
共催 日本弁護士連合会  
中国地方弁護士連合会

お問い合わせ先

山口県弁護士会宇部地区会

TEL 0836-21-7818